

議案第85号

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年12月12日

三朝町長 吉田秀光

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町後期高齢者医療に関する条例（平成19年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条 当分の間、第5条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第7条に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

(延滞金の割合等の特例)

第3条 当分の間、第5条及び第7条に規定する延滞金及び還付加算金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(三朝町介護保険条例の一部改正)

第2条 三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>三朝町税条例の一部を改正する条例（平成11年三朝町条例第4号）附則第3条の2の規定の例による。</u></p>

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の三朝町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金及び還付加算金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の三朝町介護保険条例の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。